

# 鳩ヶ谷市合併推進市民の会設立総会

日 時：平成19年8月25日（土）

午前10時から

場 所：鳩ヶ谷市役所 2階 市民フォーラム

## 次 第

### 1 開 会

### 2 発起人代表あいさつ

### 3 来賓あいさつ

### 4 議事

- ① 会則（案）について
- ② 平成19年度役員（案）について
- ③ 平成19年度事業計画及び収支予算（案）について

### 5 閉 会

---

設立総会終了後

---

#### ◎基調講演

テーマ 「市町村合併について」

講 師 埼玉県 総合政策部 地方分権支援課 合併担当 主幹

目 良 聡

# 鳩ヶ谷市合併推進市民の会 設立総会資料

日 時：平成19年8月25日（土）

午前10時から

場 所：鳩ヶ谷市役所 2階 市民フォーラム

# 鳩ヶ谷市合併推進市民の会会則

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会は、鳩ヶ谷市合併推進市民の会（以下「市民の会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 市民の会は、川口市との合併に向け、研究・啓発活動を通じて市民の機運の醸成を図ることを目的とする。

### (組織)

第3条 市民の会は、前条の目的に賛同する市民（以下「会員」という。）をもって組織する。

### (事業)

第4条 市民の会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 川口市との合併に向けた市民意識の啓発
- (2) 合併に関する研究
- (3) その他目的達成のため必要な事項

### (会費)

第5条 会員は、年会費500円を納入しなければならない。

## 第2章 役員

### (役員構成)

第6条 市民の会に次の役員を置く。

- (1) 代表
- (2) 副代表
- (3) 会計
- (4) 監事

### (役員選出及び任期)

第7条 役員は、総会において会員の互選により定める。

2 役員任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

### (役員任務)

第8条 市民の会の役員任務は次のとおりとする。

- (1) 代表は本会を代表し、会務を総理する。

- (2) 副代表は代表を補佐する。
  - (3) 会計は、本会の収入支出に係る一斉の出納事務を行う。
  - (4) 監事は、本会の会務及び会計内容を監査し、その結果の報告を行う。
- (顧問)

第9条 市民の会は、総会に諮り顧問を置くことができる。

### 第3章 会議

(会議の種別)

第10条 市民の会の会議は、総会及び役員で構成する役員会とする。

(総会)

第11条 総会は、毎年1回以上これを開くものとする。

2 緊急の事態が生じた場合、その他代表が必要と認めた場合は、臨時総会を開くことができる。

(役員会)

第12条 役員会は、総会の議決事項を要する場合、その他代表が必要と認められた場合に開くものとする。

(召集及び議長)

第13条 市民の会の会議は、必要に応じて代表が招集し、代表がその議長となる。

(議事)

第14条 市民の会の会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### 第4章 会計

(経費)

第15条 市民の会の経費は次の収入をもって充てる。

- (1) 会費
- (2) 補助金
- (3) 寄付金
- (4) その他

(会計年度)

第16条 市民の会の会計年度は、毎年9月1日に始まり翌年8月31日に終わる。

## 第5章 附則

(事務局)

第17条 市民の会の事務局は、代表宅に置く。

(関係者の参加)

第18条 市民の会は、会務の円滑な運営を図るため、市及び関係機関の職員並びに知識経験者等の参加を求めることができる。

(その他)

第19条 この会則に定めるもののほか、市民の会の運営に関し必要な事項は代表が定める。

### 附 則

- 1 この会則は、平成19年8月25日から施行する。
- 2 平成19年度の会計年度は、平成19年8月25日から開始する。

## 平成19年度役員

職 名	氏 名	備 考
代 表	細 井 一 郎	
副 代 表	大 熊 八 郎	
〃	大 山 幸 男	
〃	鈴 木 尹 宏	
〃	渡 辺 律 子	
会 計	櫻 本 和 子	
〃	松 本 良 一	
監 事	苅 込 吉 裕	
〃	竹 内 ミ ヤ	

## 平成19年度事業計画

事業名	実施予定時期	摘要
設立総会	平成19年 8月	
役員会	必要に応じ随時	
講演会	平成19年10月	
会員総決起大会	平成19年11月	
啓発活動	随 時	会員の募集活動 年内目標！ 目指せ会員3,000名！

## 平成19年度収支予算

(収入)

(単位：円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	説 明
1.会 費	50,000	—	50,000	・会費 500 円×100 名分 50,000 円
2.補助金	100,000	—	100,000	・市補助金 100,000 円
3.寄付金	10,000	—	10,000	10,000 円
4.繰越金	0	—	0	
5.諸収入	1	—	1	・預金利子 1 円
合 計	160,001	—	160,001	

(支出)

(単位：円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	説 明
1.会議費	10,000	—	10,000	・総会 ・役員会
2.事業費	100,000	—	100,000	・講演会 ・啓発活動 ・会員総決起大会
3.消耗品費	10,000	—	10,000	・事務用品等
4.通信費	10,000	—	10,000	
5.予備費	30,001	—	30,001	
合 計	160,001	—	160,001	